事業系一般廃棄物減量化計画書等に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律１３７号）第３条及び第６条の２第５項の規定に基づき、事業活動に伴って生じる一般廃棄物の減量と再生利用の促進に寄与することを目的とする。

（減量化計画書等の作成及び提出等）

第２条　次に掲げる事業所は、その事業活動に伴って生じる一般廃棄物に係る減量化計画書及び廃棄物処理実績表（以下「減量化計画書等」という。）を作成し、市に提出するものとする。

 (1)　従業員５０人以上の事業所

 (2)　市が指定する小売業及び飲食業

 (3)　前２号に掲げるもののほか、市が指定する事業所

 ２ 　前項に規定する減量化計画書等は、毎年５月末日までに市へ提出するも　のとする。

 ３　 減量化計画書等は、様式１、２－１及び２－２のとおりとする。ただし、　　様式２－２は、市長が特に必要と認めたもののみ提出するものとする。

（助言等）

第３条　市長は、前条の規定により提出された減量化計画書等について、次に掲げる助言等を行うものとする。

 (1)　減量化計画書等の内容の審査並びに必要な助言及び指導

 (2) 運搬すべき場所、その方法、その他必要な事項について助言及び指導

（実施計画）

第４条　市は、この要綱を円滑かつ計画的に遂行するため、次に掲げる事項について実施計画を定めるものとする。

 (1)　減量化計画書等を作成する事業所の規模、範囲及び実施の順位

 (2)　減量化計画書等の内容

 (3)　前２号に掲げるもののほか、必要な事項

 付　則

　この要綱は、平成１２年１１月１日から施行する。

 付　則

　この要綱は、平成１４年１月４日から施行する。